# 議案第16号

北上市市税条例等の一部を改正する条例

(北上市市税条例の一部改正)

第1条 北上市市税条例(平成3年北上市条例第62号)の一部を次のように改正する。

1	(固定資産税の納税義務者等)
	第58条 [略]
	2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又
	は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(
	建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第
	2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の
	規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)につい
	ては、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以
	下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税につ
	いて同様とする。)として登記又は <u>登録されている</u> 者をい
	う。この場合において、所有者として登記又は <u>登録されて</u>
	<u>いる</u> 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有
	者として登記又は <u>登録されている</u> 法人が同日前に消滅して
	いるとき、又は所有者として登記されている法第348条第

1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日

改正前

改正後

(固定資産税の納税義務者等)

## 第58条 [略]

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているとき

において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

- 3 「略]
- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の 事由<u>によって</u>不明である場合<u>においては</u>、その使用者を所 有者とみなして、<u>これを</u>固定資産課税台帳に登録し、その 者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区 画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に 関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定に より土地区画整理法の規定が適用される密集市街地におけ る防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号 は、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

#### 3 「略]

- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の 事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみ なして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税 を課することができる。この場合において、市長は、当該 登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使 用者に通知しなければならない。
- 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
- 6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区 画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に 関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定に より土地区画整理法の規定が適用される密集市街地におけ る防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号

の事業を含む。以下この項において同じ。) 又は土地改良 法 (昭和24年法律第195号) による土地改良事業の施行に 係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところ によって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しく は収益することができる土地(以下この項において「仮換 地等」と総称する。) の指定があった場合又は土地区画整 理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によ って管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するも の(以下この項において「仮使用地」という。)がある場 合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し 、又は収益することができることとなった日から換地処分 の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの 間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の 土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として 登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮 使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使 用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があ った日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は

の事業を含む。以下この項において同じ。) 又は土地改良 法 (昭和24年法律第195号) による土地改良事業の施行に 係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところ により仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは 収益することができる土地(以下この項において「仮換地 等」と総称する。) の指定があった場合又は土地区画整理 法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2( 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの( 以下この項において「仮使用地」という。) がある場合に は、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益 することができることとなった日から換地処分の公告があ る日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換 地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地につい て登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登 録がされている者をもって、仮使用地にあっては土地区画 整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の 使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係 る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又 は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を

保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る 所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留 地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の 所有者とみなす。

6 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(被災住宅用地の申告)

第79条の2 「略]

取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(被災住宅用地の申告)

第79条の2 「略]

(現所有者の申告)

- 第79条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第80条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産 | 第80条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産 の所有者をいう。)が第79条又は法第383条の規定によっ て申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしな かった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料 を科する。

## 2 · 3 「略]

附則

第9条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分 の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所 得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規 定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年ま で又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る 。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは 、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により

に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏 名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税 台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされて いる個人が死亡している場合における当該個人の住所及 び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認め る事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

の所有者をいう。)が第79条若しくは法第383条の規定に より、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項に ついて正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、そ の者に対し、10万円以下の過料を科する。

# 2 · 3 「略]

附則

第9条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分 の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所 得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規 定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年ま で又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る 。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは 、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により

読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところに より控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条 の規定を適用した場合の所得割額の額から控除する。

#### 「略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例

第10条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の 市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合におい て、第25条第1項の規定による申告書(その提出期限後に おいて市民税の納税通知書が送達される時までに提出され たもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申 告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る 租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に 関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載 がないことについてやむを得ない理由があると市長が認め るときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に 係る市民税の所得割の額を免除する。

## 2 · 3 「略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第12条の2 「略]
- 2 法附則第15条第2項第2号の規定により条例で定める割 合は2分の1とする。
- 合は4分の3とする。

読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところに より控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条 の規定を適用した場合の所得割額の額から控除する。

#### 2 「略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例

第10条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の 市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合におい て、第25条第1項の規定による申告書(その提出期限後に おいて市民税の納税通知書が送達される時までに提出され たもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申 告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る 和税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に 関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載 がないことについてやむを得ない理由があると市長が認め るときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に 係る市民税の所得割の額を免除する。

# 2 · 3 「略〕

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第12条の2 「略]

3 法附則第15条第2項第6号の規定により条例で定める割 │2 法附則第15条第2項第5号の規定により条例で定める割 合は4分の3とする。

- 号の規定により条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同 | 号の規定により条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は2分の1とする。
- 号の規定により条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同 │7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は12分の7とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は12分の7とする。
- 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同 10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は3分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同 11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は3分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同 | 12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第44項の規定により条例で定める割合は3 分の1とする。

- 4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同 │3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は2分の1とする。
  - 4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同 │ 5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は2分の1とする。
  - 6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は2分の1とする。
  - 号の規定により条例で定める割合は12分の7とする。
  - 8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は12分の7とする。
  - 9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同 号の規定により条例で定める割合は12分の7とする。
  - 号の規定により条例で定める割合は3分の1とする。
  - 号の規定により条例で定める割合は3分の1とする。
  - 号の規定により条例で定める割合は3分の1とする。
  - | 13 法附則第15条第38項の規定により条例で定める割合は3 分の1とする。

- 15 法附則第15条第47項の規定により条例で定める割合は零 │14 法附則第15条第41項の規定により条例で定める割合は零 とする。
- 「略] 16
- 17「略]

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの 各年度分の固定資産税の特例)

- 第14条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年 度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格( 当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該 価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条におい て同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当 該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の 3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資 産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超 える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度か ら平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は

- とする。
- 「略〕 15
- 「略] 16

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの 各年度分の固定資産税の特例)

- 第14条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年 度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格( 当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該 価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条におい て同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当 該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の 3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け る宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産 税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超え る場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度か ら令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は

- 、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u> までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかか わらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前

- 、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u> までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかか わらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前

年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの 各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする

(農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)

第15条 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度 分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定 年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>今和2年度</u>までの 各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず 、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等 が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)

第15条 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度 分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定 資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担が多額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

#### 「略〕

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第18条 附則第14条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第13条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2<u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第114条第1号及び第118条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第14条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得

資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

#### 「略]

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第18条 附則第14条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第13条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第114条第1号及び第118条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第14条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得

のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に されたものに対して課する特別土地保有税については、第 114条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」 」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格( 法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場 合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1 を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する 価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格( 法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場 合における価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」と する。

### $3 \sim 5$ 「略]

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第18条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において | 第18条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において 準用する場合を含む。) に掲げる3輪以上の軽自動車(自 家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対して は、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日か ら令和2年9月30日までの間(附則第18条の6第3項にお いて「特定期間」という。)に行われたときに限り、第84 条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を 課さない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長 期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第26条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の

のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に されたものに対して課する特別土地保有税については、第 114条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」 」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格( 法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場 合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1 を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する 価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格( 法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場 合における価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」と する。

#### $3 \sim 5$ 「略]

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

準用する場合を含む。) に掲げる3輪以上の軽自動車(自 家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対して は、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日か ら令和3年3月31日までの間(附則第18条の6第3項にお いて「特定期間」という。)に行われたときに限り、第84 条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を 課さない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長 期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第26条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の

市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする

(1) · (2) 「略]

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度 分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に 前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡 をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地 のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優 良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項におい て同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する 譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民 税の所得割について準用する。この場合において、当該譲 渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる 市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法 第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条におい て同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この 条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良 住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定す る優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときに おける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課 税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は 、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする

## (1) • (2) 「略]

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度 分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に 前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡 をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地 のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優 良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項におい て同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する 譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民 税の所得割について準用する。この場合において、当該譲 渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡 ではなかったものとみなす。

#### 3 「略]

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第45条 [略] ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡 ではなかったものとみなす。

### 3 [略]

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

## 第45条 [略]

(新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税の減免 の特例)

- 第45条の2 新型コロナウイルス感染症の影響(法附則第59条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響をいう。以下同じ。)により令和2年2月1日以後に次の各号のいずれかに該当することとなった者に対し、国民健康保険税を減免する。この場合において、第161条の規定は、適用しない。
- (1) 新型コロナウイルス感染症により、納税義務者又は世帯主に準ずるものとして市長が認めるもの(以下「納税義務者等」という。)が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税義務者 等の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以 下「事業収入等」という。)の減収が見込まれ、次の全 てに該当する者

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第49条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第58条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けよ

- ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収 入等の額の10分の3以上であること。ただし、保険金 、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合に おいては、当該金額の合計額を控除した金額とする。
- イ 前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和 33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の 所得と区別して計算させる所得の金額(法第314条の 2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には 、その適用前金額)が1,000万円以下であること。
- ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以 外の前年の所得金額の合計額が400万円以下であるこ と。
- 2 前項の規定による申請の手続、減免額その他必要な事項 は市長が別に定める。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第49条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(<u>第58条第6項</u>の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けよ

うとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) $\sim$ (4) 「略]

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第79条の規定は適用しない。

3 • 4 [略]

2 (たばこ税の課税標準)

## 第96条 [略]

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、 紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる 製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1 本に換算するものとする。

# 「略]

- 3 [略]
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造た

うとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$  [略]

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第79条の規定は適用しない。

3 • 4 [略]

(たばこ税の課税標準)

#### 第96条 [略]

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、 紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる 製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1 本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が 0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当 該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算す るものとする。

# [略]

- 3 [略]
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ<u>(同項ただし書に</u> 規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算

ばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品 目ごとの数量を乗じて得た重量を第94条に掲げる製造たば この区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数 に換算する方法により行うものとする。

5~10 「略]

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民 │ 第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民 税 (第2号に該当するものにあっては、第46条の規定によ り課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。
  - ) を除く。) を課さない。ただし、法の施行地に住所を有 しない者については、この限りでない。
- (1) 「略]
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年 の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)
- 2 「略]

(所得控除)

第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号の いずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び 第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控 除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、 生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡 婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶 者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が

する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品 目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの 数量を乗じて得た重量を第94条に掲げる製造たばこの区分 ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算す る方法により行うものとする。

### 5~10 「略]

(個人の市民税の非課税の範囲)

しない者については、この限りでない。

- 税(第2号に該当するものにあっては、第46条の規定によ り課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。 )を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有
- (1) 「略]
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の 前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)
- 2 「略]

(所得控除)

第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号の いずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び 第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控 除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、 生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡 婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除 額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得

2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条 第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれ ぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退 職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第25条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに 、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に 提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項 又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支 払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在におい て給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中にお いて給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の 所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の 7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除 額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。) 若し くは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又 はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除 、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条 第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若し くは第21条の2の規定により控除すべき金額(以下この条 において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けよ 金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、<u>第6項</u>及び<u>第11項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第25条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに 、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に 提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項 又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支 払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在におい て給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中にお いて給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の 所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の 7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除 額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若し くは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又 はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除 、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条 第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若し くは第21条の2の規定により控除すべき金額(以下この条 において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けよ

うとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

#### $2 \sim 8$ 「略]

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第6条 当分の間、第10条、第33条第2項、第42条第5項、 第43条第2項、第57条第2項、第77条第2項、第100条第 5項、第103条第2項、第116条第2項(第118条の7に おいて準用する場合を含む。)及び第118条第2項(第 118条の7において準用する場合を含む。)に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割 合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合( 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により 告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合を いう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの 割合に満たない場合には、その年(以下この条において「 特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パ ーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年におけ る特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合 とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割 合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した 割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3 うとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

### $2 \sim 8$ [略]

附則

(延滞金の割合等の特例)

第6条 当分の間、第10条、第33条第2項、第42条第5項、 第43条第2項、第57条第2項、第77条第2項、第100条第 5項、第103条第2項、第116条第2項(第118条の7に おいて準用する場合を含む。)及び第118条第2項(第 118条の7において準用する場合を含む。)に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割 合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準 割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定 する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パ ーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項におい て同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には 、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあって はその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセント の割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあ っては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を 加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割 合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第45条第1項及び第4項に規定する延滞金の 年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、 特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用 年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第6条の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号) 第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により 定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超 えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定め られる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規 定により第45条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合 を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる 期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項におい て「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項 (同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規 定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告 書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により 延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出 期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到 来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に 到来する場合における当該市民税に係る第45条の規定によ 2 当分の間、第45条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年においては、その年における当該加算した割合とする

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第6条の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号) 第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により 定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超 えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定め られる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規 定により第45条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合 を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる 期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項におい て「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項 (同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規 定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告 書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により 延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出 期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到 来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に 到来する場合における当該市民税に係る第45条の規定によ

る延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定め られる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間 内) は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に 係る第45条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パ ーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定に かかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準 日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセ ントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合 で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算し た割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パ ーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの 割合)とする。

2 「略]

(読替規定)

第12条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は | 第12条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は 第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、 第65条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5 まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第 349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 「略]

 $2 \sim 15$  「略]

16 法附則第62条の規定により条例で定める割合は零とする | 16 法附則第64条の規定により条例で定める割合は零とする

る延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定め られる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間 内) は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に 係る第45条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パ ーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定に かかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準 日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセ ントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合 で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算し た割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パ ーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの 割合)とする。

2 「略]

(読替規定)

第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、 第65条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5 まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第 349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 「略]

 $2 \sim 15$  「略]

0

(新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る 手続等)

第51条 [略]

(

(新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る 手続等)

# 第51条 [略]

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第52条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第21条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税 額控除の特例)

第53条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の3の2第1項の規定の適用

4 (たばこ税の課税標準)

#### 第96条 [略]

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、 紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる 製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1 本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が 0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当 該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算す るものとする。

「略]

3~10 「略]

5

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延 滞金)

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第36条、第37条若しくは第40条(第52条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第41条の4第1項(第41条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第42条第1項(法<u>第321条の8第22項及び第23項の申告書に</u>係る部分を除く。)、第51条、第72条、第85条の6第1項、第87条第2項、第100条第1項若しくは第2項、第104条第2項、第107条、第116条第1項

については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(たばこ税の課税標準)

## 第96条 [略]

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、 紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる 製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1 本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1</u> グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉 巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するもの とする。

「略]

 $3 \sim 10$  [略]

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延 滞金)

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第36条、第37条若しくは第40条(第52条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第41条の4第1項(第41条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第42条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第51条、第72条、第85条の6第1項、第87条第2項、第100条第1項若しくは第2項、第104条第2項、第107条、第116条第1項

、第123条第3項又は第149条に規定する納期限後にその 税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当 該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があった ときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2 号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の 日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号 に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げ る期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間につ いては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額 に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又 は納入書によって納入しなければならない。

## $(1) \sim (3)$ [略]

- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法 第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準 用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の 2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予 した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を 経過する日までの期間
- (5) 第42条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第42条第1項の申告書(法<u>第321条の8第22項及び第</u> 23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したも

、第123条第3項又は第149条に規定する納期限後にその 税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額 又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは 、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び 第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日まで の期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げ る税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間 並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については 、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当 する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入 書によって納入しなければならない。

#### $(1) \sim (3)$ [略]

- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法 第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準 用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の 2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予し た期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経 過する日までの期間
- (5) 第42条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>の規定による申告書に限る。)に係る税額 (次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限 の翌日から1月を経過する日
- (6) 第42条第1項の申告書(法<u>第321条の8第34項及び第35項</u>の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したも

のに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1 月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第11条 前条、第33条第2項、第42条第5項、第43条第2項 、第45条第1項及び第4項、第57条第2項、第77条第2項 、第100条第5項、第103条第2項、第116条第2項並び に第118条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき 、これらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日 を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

#### 第14条 「略]

- 2 「略]
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあ り、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該 社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第16条第 2項の表第1号において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして 、この節(第42条第10項から第12項までを除く。)の規定 中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

#### 第16条 「略]

2 第14条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等 │2 第14条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等 割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、そ

のに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1 月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第11条 前条、第33条第2項、第42条第5項、第43条第2項 、第45条第1項、第57条第2項、第77条第2項、第100条 第5項、第103条第2項、第116条第2項並びに第118条 第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの 規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間 についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

#### 第14条 「略〕

- 2 「略]
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあ り、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び 第16条第2項の表第1号において「収益事業」という。) を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの を含む。同号において「人格のない社団等」という。)又 は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、 この節(第42条第9項から第16項までを除く。)の規定中 法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

#### 第16条 「略]

割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、そ

れぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税額
(1) 次に掲げる法人	[略]
ア [略]	
イ [略]	
ウ [略]	
工 [略]	
オ 資本金等の額(法 <u>第292条第1項第4</u>	
<u>号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。	
以下この表及び第4項において同じ。)	
を有する法人(法人税法別表第2に規定	
する独立行政法人で収益事業を行わない	
もの及びエに掲げる法人を除く。以下こ	
の表及び第4項において同じ。)で資本	
金等の額が1,000万円以下であるものの	
うち、市内に有する事務所、事業所又は	
寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与	
又はこれらの性質を有する給与の支給を	
受けることとされる役員を含む。)の数	
の合計数(次号から第9号までにおいて	
「従業者数の合計数」という。)が50人	
以下のもの  「略]	
L#H J	

れぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税額
(1) 次に掲げる法人	[略]
ア [略]	
イ [略]	
ウ [略]	
工 [略]	
オ 資本金等の額(法 <u>第292条第1項第4</u>	
<u>号の2</u> に規定する資本金等の額をいう。	
以下この表及び第4項において同じ。)	
を有する法人(法人税法別表第2に規定	
する独立行政法人で収益事業を行わない	
もの及びエに掲げる法人を除く。以下こ	
の表及び第4項において同じ。)で資本	
金等の額が1,000万円以下であるものの	
うち、市内に有する事務所、事業所又は	
寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与	
又はこれらの性質を有する給与の支給を	
受けることとされる役員を含む。)の数	
の合計数(次号から第9号までにおいて	
「従業者数の合計数」という。)が50人	
以下のもの	
[略]	

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第 312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同 項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは 同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項 第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

#### 4 「略]

(法人の市民税の申告納付)

- 第42条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321 条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23 項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第 4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<u>第66条の7第5項及び第11項又は第68条</u>

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第 312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間<u>若し くは同項第2号の期間又は同項第3号</u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を 12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

#### 4 「略]

(法人の市民税の申告納付)

- 第42条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321 条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定 による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税 申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び 第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による 納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく 市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後 段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなさ れる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納 付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<u>第66条の7第4項及び第10項</u>の規定の適

<u>の91第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、法 <u>第321条の8第24項</u>及び令第48条の12の2に規定するとこ ろにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべ き法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法<u>第66条の9の3第4項及び</u> 第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項</u>の規定の適用 を受ける場合には、法<u>第321条の8第25項</u>及び令第48条の 12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の 規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法<u>第321条の8第26項</u>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗

用を受ける場合には、法<u>第321条の8第36項</u>及び令第48条 の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の 規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法<u>第66条の9の3第3項及び</u> <u>第9項</u>の規定の適用を受ける場合には、法<u>第321条の8第</u> <u>37項</u>及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除 すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額 から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法<u>第321条の8第38項</u>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算

じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則 第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する
- 7 第5項の場合において、法<u>第321条の8第22項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当

した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の 4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第 2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法<u>第321条の8第34項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申

該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) [略]
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法<u>第321条の8第23項</u>の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間
- 8 [略]
- 9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申 告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の 規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用

告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 「略]
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

# 8 「略]

を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完 全支配関係 (同法第2条第12号の7の7に規定する連結完 全支配関係をいう。次条第3項及び第45条第4項において 同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定 する連結子法人をいう。次条第3項及び第45条第4項にお いて同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定す る連結申告法人をいう。第45条第4項において同じ。)に 限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用 に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第 4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45 条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法 人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条第4項に おいて同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属 法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと 併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額 について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないも のとみなして、第7条の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理

組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第12項</u>において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

## 11 「略]

- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載 事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機( 入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がさ れた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

# <u>14</u> [略]

組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第11項</u>において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

#### 10 [略]

- 11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載 事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機( 入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がさ れた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- 12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

# <u>13</u> [略]

- 申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようと するときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載し た届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があ ったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の 翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告につい ては、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国 法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、 この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、 第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若し くは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する 場合を含む。) の処分があったときは、これらの届出書の 提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内 に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用 しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後 段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

# 第43条 「略〕

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8 第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項 の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には

- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の | 14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の 申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようと するときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載し た届出書を市長に提出しなければならない。
  - |15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があ ったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の 翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告につい ては、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国 法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、 この限りでない。
  - 16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、 第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若し くは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出 又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行 う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しな い。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の 書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

# 第43条 「略〕

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8 第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納 付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第

- 、同条第1項<u>第2項又は第4項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項 の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1 項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出し た日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には 、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後 であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れ た場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知 をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税 に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第 4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場 合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある 連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連 結親法人をいう。以下この項において同じ。) 若しくは連 結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申 告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受け たこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るも
- 1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

のにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務 官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、 延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更 正(これに類するものを含む。以下この項において「増額 更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民 税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第 19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書 」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の 提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類す るものを含む。以下この項において「減額更正」という。 )があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は 、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に 係る税額(環付金の額に相当する税額を含む。)に達する までの部分に相当する税額に限る。)については、前項の 規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行 為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正 により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規 定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) [略]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第45条 [略]

2 · 3 [略]

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更 正(これに類するものを含む。以下この項において「増額 更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民 税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規 定する申告書(以下この項において「当初申告書」という 。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出によ り納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを 含む。以下この項において「減額更正」という。)があっ た後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増 額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額 (還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部 分に相当する税額に限る。) については、前項の規定にか かわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により 市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納 付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市 民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金 の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) · (2) 「略]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第45条 [略]

2 · 3 [略]

- 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 5 第42条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第45条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より

前である場合には、同日)から第45条第4項の申告書の提 出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第43条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用 する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にか かわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により 市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納 付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市 民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とある のは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納 付があった日(その日が第45条第4項の連結法人税額の課 税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より 前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出 期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則

(延滞金の割合等の特例)

# 第6条 「略]

年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、 各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した 割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その | 年中においては、その年における当該加算した割合とする

附則

(延滞金の割合等の特例)

# 第6条 「略〕

2 当分の間、第45条第1項及び第4項に規定する延滞金の │2 当分の間、第45条第1項に規定する延滞金の年7.3パー セントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均 貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中にお いては、その年における当該加算した割合とする。

6 附則

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

附則

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別 措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には 、当該譲渡所得については、第17条及び第19条の規定にか かわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金 額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若 しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条 の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条 の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同 法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除す る金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第 1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲 渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相 当する市民税の所得割を課する。

# 2 • 3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

# 第26条 [略]

- 2 [略]
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合に おいて、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき 、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から 第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37 条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の

第25条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第17条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

# 2 · 3 「略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

# 第26条 「略]

- 2 [略]
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合に おいて、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき 、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から <u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37 条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の

規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項 に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものと みなす。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第36条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険 者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲 渡所得を有する場合における第135条、第139条、第143 条及び第159条第1項の規定の適用については、第135条 第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」と あるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4 第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項 、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又 は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用 により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額か ら控除する金額を控除した金額。以下この項において「控 除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」 とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所 得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条 第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第159条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額

規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項 に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものと みなす。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第36条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険 者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲 渡所得を有する場合における第135条、第139条、第143 条及び第159条第1項の規定の適用については、第135条 第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」と あるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4 第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項 、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、 第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、 これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長 期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下 この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。 ) の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所 得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに 控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項 中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金 額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額 」と、第159条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは

並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第37条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第37条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北上市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年北上市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項を削り、4の項を3の項とする。

改正前	改正後	
附則	附則	
(施行期日)	(施行期日)	
第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各	第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各	
号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
(1) • (2) [略]	(1) • (2) [略]	
(3) 第1条の表3の項の改正部分及び附則第3条の規定 令		

和3年1月1日

- (4) <u>第1条の表4の項</u>の改正部分及び附則第5条の規定 令 和3年4月1日
- 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正の北上市市 税条例第15条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は 、令和3年度以後の年度の分の個人の市民税について適用し 、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の 例による。
- 第5条 <u>附則第1条第4号</u>に掲げる規定による改正後の北上市 市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の 種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種 別割については、なお従前の例による。

(3) 第1条の表3の項の改正部分及び附則第5条の規定 令 和3年4月1日

第3条 削除

第5条 <u>附則第1条第3号</u>に掲げる規定による改正後の北上市 市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の 種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種 別割については、なお従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条の表2の項の改正部分及び附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条の表3の項の改正部分並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第1条の表4の項の改正部分及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第1条の表5の項の改正部分及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条の表6の項の改正部分 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規 定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の北上市市税条例(以下「新条例」という。) 附則第6条の規定は、前条第2号に掲げる規

定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。 (市民税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税 について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第15条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第18条及び第25条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地 震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5 号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3 項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第14条第1項第1号に掲げる者に係 るものを除く。)」とする。

(法人市民税に関する経過措置)

- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の北上市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する規定は、令和2年度以後の年度分の固定資産税につ

いて適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第58条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第58条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第79条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第 1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項 に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネル ギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に 対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、 なお従前の例による。
- 第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、 なお従前の例による。

(国民健康保険税の経過措置)

第8条 新条例附則第45条の2の規定は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する国民健康保険税について適用する。

(北上市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 第9条 北上市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年北上市条例第22号)の一部を次のように改正する。
  - 第1条の表10の項の第96条第4項の改正規定を次のように改める。

改正前	改正後
55 亚 刊	<b>以正</b> [X

- 10 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に 規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数 に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号 に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算 する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品 目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの 数量を乗じて得た重量を第94条に掲げる製造たばこの区分 ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算す る方法により行うものとする。
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に 規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数 に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たば この品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目 ごとの数量を乗じて得た重量を第94条に掲げる製造たばこ の区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に 換算する方法により行うものとする。

備考 改正部分は下線の部分である。

令和2年6月11日提出

北上市長 髙 橋 敏 彦

# 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金、市民税、固定資産税及び市たばこ税について所要の改正をしようとするものである。